

(参考)

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められると き。	当該認定をした日から
イ <u>当該地方整備局の所属担当官</u>	<u>3ヵ月以上12ヵ月以内</u>
ロ <u>当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担 当官</u>	<u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>

○国土交通省指名停止措置要領の運用基準（7 別表第2関係）

二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号から第7号まで）は、次のイ、ロ又はハを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。

イ 排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと（事業者が応諾を拒否した場合は、審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと）

ロ 排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）

ハ 刑事告発がなされたこと